

（緊急制動表示灯）

第217条の2 緊急制動表示灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第41条の4第3項の告示で定める基準は、制動灯及び補助制動灯を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては、第212条第1項及び第213条第1項に定める基準を準用し、方向指示器及び補助方向指示器を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては、第215条第1項及び第216条第1項の規定に定める基準を準用する。

2 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた緊急制動表示灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。

3 緊急制動表示灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第41条の4第4項の告示で定める基準は、制動灯及び補助制動灯を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては、第212条第3項第2号から第4号まで及び第6号から第8号まで並びに第213条第3項第1号から第4号まで及び第7号から第9号までに定める基準を準用し、方向指示器及び補助方向指示器を緊急制動表示灯として使用する場合にあっては、第215条第3項第1号から第4号まで、第6号及び第7号並びに同条第4項第2号から第11号まで、第15号及び第16号並びに第216条第3項第2号の規定を準用する。この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

4 次に掲げる緊急制動表示灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた緊急制動表示灯

二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている緊急制動表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている緊急制動表示灯又はこれに準ずる性能を有する緊急制動表示灯

三 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器、反射器及び指示装置の取付装置について型式の指定を受けた自動車に備える緊急制動表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた緊急制動表示灯又はこれに準ずる性能を有する緊急制動表示灯